

第 90 号議案

足立区ボランティア施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 17 年 9 月 21 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区ボランティア施設条例の一部を改正する条例

足立区ボランティア施設条例（昭和 62 年足立区条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「区長」を「第 8 条第 1 項の規定によりボランティア施設の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）」に改める。

第 4 条各号列記以外の部分中「区長」を「指定管理者」に改め、同条第 3 号中「区長」を「指定管理者」に改め、同条第 5 号中「区長が必要」を「指定管理者が使用を不適當」に改める。

第 7 条を削る。

第 6 条の見出し中「賠償」を「損害賠償」に改め、同条中「施設に損害を与えた場合」を「、施設又は付帯設備に損害を与えたとき」に改め、同条に次の 1 項を加え、同条を第 7 条とする。

2 指定管理者は、施設又は付帯設備に損害を与えたときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（原状回復の義務）

第 6 条 使用団体等は、施設の使用を終了したときは、使用した設備を原状に回復しなければならない。第 4 条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止され、若しくは使用を制限されたときも、同様とする。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでな

い。

- 2 指定管理者は、指定の期間が満了したとき又は指定を取り消され、若しくは管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、施設又は付帯設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、区長の承認を得たときは、この限りでない。

第 8 条を第 13 条とし、同条の前に次の 5 条を加える。

(指定管理者による管理)

第 8 条 ボランティア施設の管理に関する業務は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体で区長が指定する指定管理者に行わせることができる。

- 2 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認められた場合を除き、規則で定めるところにより公募するものとする。

(指定管理者の指定)

第 9 条 前条第 1 項の規定による指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による申請をした者のうちから、規則で定める基準によりボランティア施設の目的を最も効果的に実現することができる者を指定管理者の候補者に選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

- 3 区長は、指定管理者を指定したとき又は指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(福祉施設指定管理者等選定審査会への諮問)

第 10 条 前条第 2 項に規定する指定管理者の候補者の選定審査に際しては、足立区福祉施設指定管理者等選定審査会条例（平成 17 年足立区条例第 号）第 1 条に規定する足立区福祉施設指定管理者等選定審査会に諮問するものとする。

(指定管理者の業務の範囲)

第 11 条 指定管理者の業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 施設の利用手続に関する業務

(2) 施設の維持管理に関する業務

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、区長がボランティア施設の管理運営に必要と認める業務

(管理の基準)

第 1 2 条 指定管理者は、前条に定める業務を適正かつ効率的に行わなければならない。

2 指定管理者及びボランティア施設の業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、ボランティア施設を利用する者の個人情報が適切に保護されるために必要な措置を講ずるとともに、ボランティア施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても、同様とする。

付 則

この条例は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条を第 1 3 条とし、同条の前に 5 条を加える改正規定(第 8 条から第 1 0 条までに係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(提案理由)

ボランティア施設の管理を指定管理者に行わせる必要があるので、この条例案を提出いたします。